

環境アセスメント 制度のあらまし

ASSESS
MENT

環境省

環境アセスメント制度のあらまし

Environmental Impact Assessment

1.環境アセスメントとは？	1
2.我が国の環境アセスメント制度	2
3.環境影響評価法（環境アセスメント法）について	3
(1) 法律の目的	3
(2) 環境アセスメントの対象となる事業	4
環境アセスメントの対象事業一覧	5
(3) 環境アセスメントの実施者	5
(4) 環境アセスメントの手続き	6
環境アセスメントの手続きの流れ	6
第2種事業の判定（スクリーニング）	7
環境アセスメント方法の決定（スコーピング）	8
環境アセスメントの実施	10
「準備書」の手続き	11
「評価書」の手続き	12
事業内容の決定への反映	13
事後調査	13
特例	13
4.地方公共団体の環境アセスメント制度	14
地方公共団体の制度の現況	14
環境影響評価法と条例の関係	14
5.戦略的環境アセスメントへの取り組み	15
戦略的環境アセスメントとは	15
国の取り組み	15
6.環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために	16
環境影響評価情報支援ネットワーク	16
環境影響評価書の閲覧	16
都道府県・政令指定都市の環境アセスメント担当部局一覧	17

1. 環境アセスメントとは？

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくらか必要な開発事業であっても、環境に悪影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による環境への悪影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業により得られる利益や事業の採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



2. 我が国の環境アセスメント制度

環境アセスメントは、1969年（昭和44年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその制度化が進んできました。

我が国では、1972年（昭和47年）に公共事業について環境アセスメントが導入されたことに始まり、その後、昭和50年代半ばまでに、港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が別々に設けられました。このような別々の制度による環境アセスメントが実施されるなかで、統一的な制度の確立が必要となり、1981年（昭和56年）に「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983年（昭和58年）に廃案となりました。

法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年（昭和59年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。

その後、1993年（平成5年）に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置づけられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法の制定までの経緯

(年)

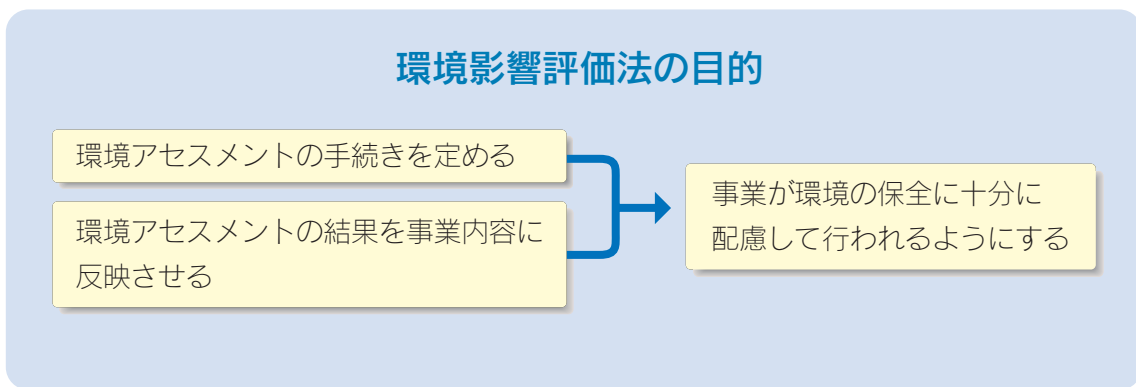
1969	アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定	世界初の環境アセスメント制度
1972	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業について、アセス制度を導入
1981	旧「環境影響評価法案」国会提出（1983年廃案）	
1984	「環境影響評価の実施について」閣議決定	法律ではなく、行政指導による制度化
1993	「環境基本法」の制定	環境アセスメントを法的に位置づけ
1997	「環境影響評価法」制定	環境アセスメントの法制化
1999	「環境影響評価法」施行	

3. 環境影響評価法（環境アセスメント法）について

(1) 法律の目的

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られています。

そして、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。



特徴1 環境アセスメントの法制化

環境影響評価法制定の意義の一つとして、法律による制度としたことが挙げられます。これは、環境影響評価法以前の行政指導による制度が事業者、国民、地方公共団体など立場の異なる主体のルールを定めるのに適していないこと、手続きの実施を義務づけられないこと、アセスメントの結果を許認可に反映できないことなどの限界を持っていることによるものです。

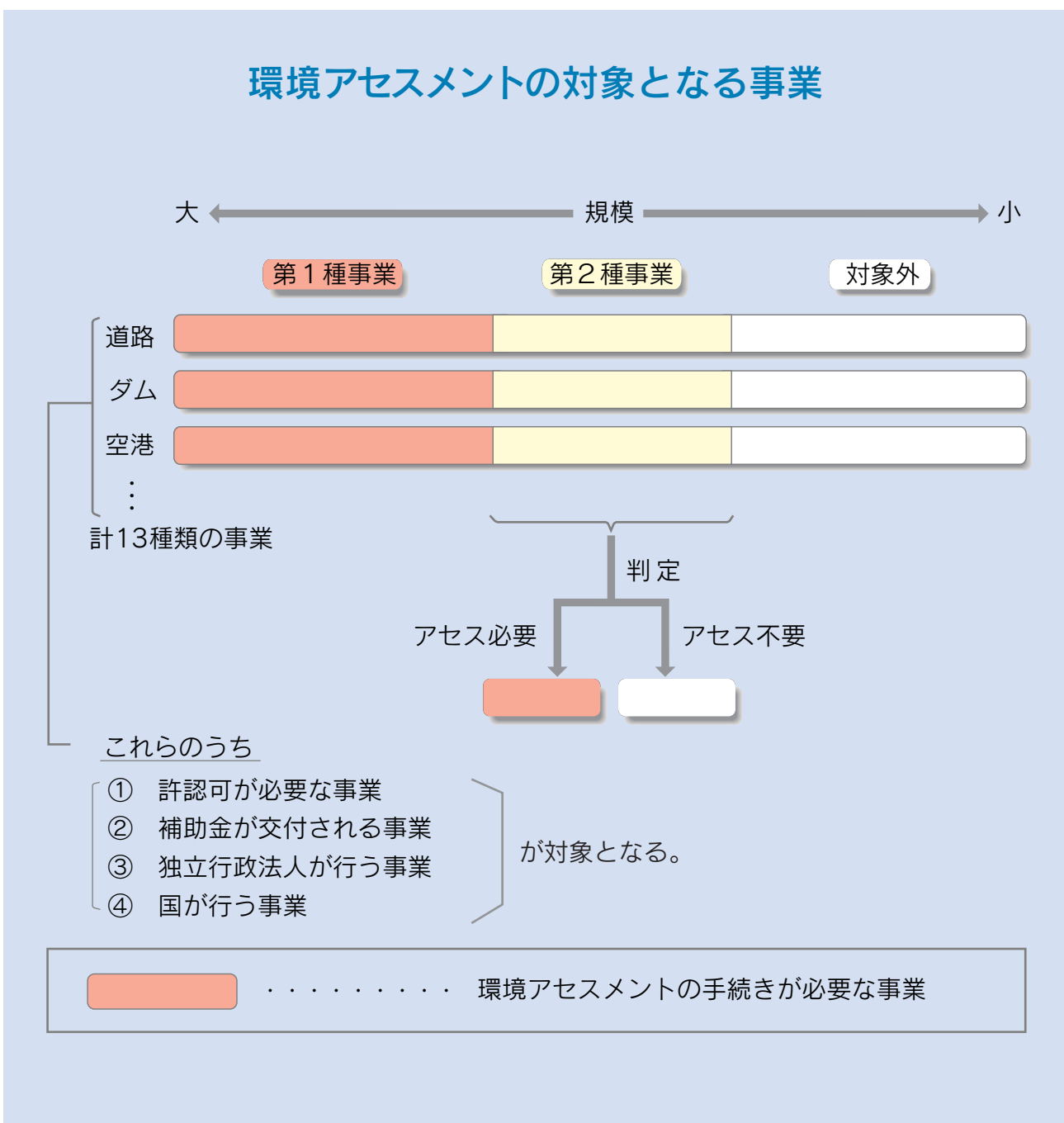
形 式	法律
制度の性格	事業者、国民、地方公共団体間の明確なルール
拘束力	事業者に実施を義務づけ

(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続きを必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続きを行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続きを行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続きを行うこととなります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 山のみち地域づくり交付金により整備される林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875m～2500m
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25万kW～15万kW 出力7500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業 (*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画 (*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

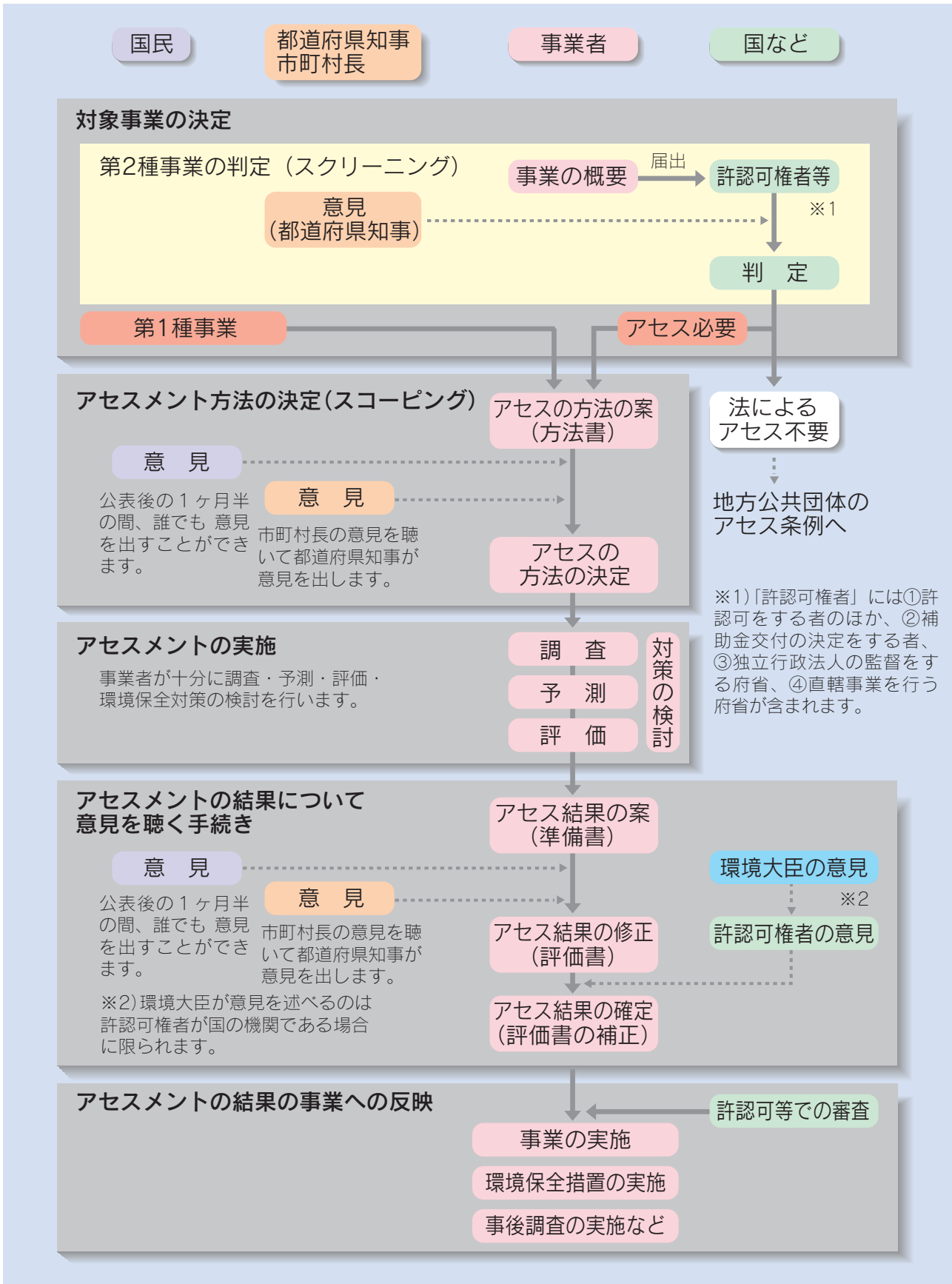
(*2) 港湾計画については、港湾環境アセスメント（13ページ参照）の対象となる。

(3) 環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。

(4) 環境アセスメントの手続き

環境アセスメントの手続きの流れ



第2種事業の判定（スクリーニング）

開発事業について環境アセスメントを行うかどうかを決める手続きのことをスクリーニングと呼びます。スクリーニングとは「ふるいにかける」という意味です。

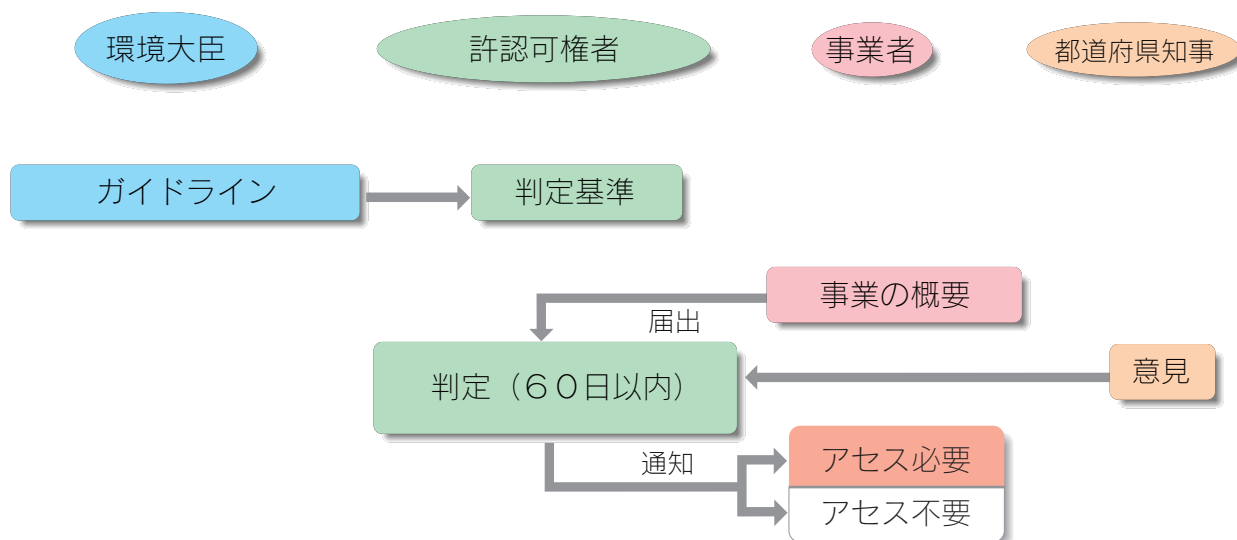
環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業は、事業の規模によって定められています。しかし、環境に及ぼす影響の大きさは、事業の規模だけによって決まるわけではありません。

例えば、学校のような施設や水道原水の取水地点付近の事業、多くの野鳥のすみかとなっている干潟を埋め立てる事業などは、規模は小さくても、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、必ず環境アセスメントを行う事業（第1種事業）に準じる大きさの事業（第2種事業）については、環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定することになっています。

判定は、事業の許認可をする者（例えば、道路であれば国土交通大臣、発電所であれば経済産業大臣）が、判定基準にしたがって行います。なお、判定に当たっては、地域の状況をよく知っている都道府県知事の意見を聴くことになっています。

スクリーニングの手続き



規模が小さくても環境アセスメントを行う必要がある事業の例

事業の内容による基準

- ・ 大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所
- ・ 他の道路と一体的に建設され、全体で大きな環境影響が予想される道路

地域の状況による基準

- ・ 近くにイヌワシの営巣地があるダム
- ・ 国立公園に影響が及ぶ事業
- ・ 大気汚染物質（窒素酸化物等）が環境基準を超えている地域を通る道路

環境アセスメント方法の決定（スコーピング）

環境アセスメントは、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行うほど、高い効果を上げられます。

また、事業が環境に及ぼす影響は、事業が行われる地域によって異なるので、環境アセスメントも地域に応じて行う必要があります。例えば、同じ道路を作る場合でも、自然が豊かな山間部を通る場合と、大気汚染の激しい都市部を通る場合とでは、環境保全のために対応すべき問題は違ってくるので、環境アセスメントで評価する項目も地域に応じて選定する必要があります。

この2つの点に対応して、環境アセスメントの方法を確定するに当たっては、地域の環境をよく知っている住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く手続きを設けています。事業計画のより早い段階で有益な環境情報や一般の方々の環境に関する関心事を意見として聴くことによってその意見を柔軟に反映でき、また、地域の特性に合わせた環境アセスメントが行えるようになります。

この手続きのことを、「スコーピング」と呼んでいます。「スコーピング」とは、「しぼりこむ」という意味です。

具体的には事業者は、「環境影響評価方法書」（方法書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。いわば、環境アセスメントの設計書に当たります。また、方法書を作成したことを公表（公告といいます）し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所などで、1ヶ月間、誰でも見られるようにしておきます（縦覧といいます）。

方法書の内容について、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業者は、提出された意見の概要を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者はこれらの意見を踏まえ、環境アセスメントの方法を決定します。

特徴2 スクリーニング、スコーピングの導入

環境影響評価法以前の環境アセスメントでは、事業の内容がほぼ固まってから手続きを行うので、環境アセスメントの結果を事業の内容に反映させるのが難しいという問題点や、事業ごとの違いを無視した画一的な環境アセスメントになっているとの問題点が指摘されてきました。

環境影響評価法による環境アセスメントにおいては、スクリーニング、スコーピングが導入されたことにより、事業計画のより早い段階から、地域の個性に応じた環境アセスメントができるようになっていきます。例えて言えば、できあがったものを選ぶ「既製型アセス」から、注文の段階から自分の好みを活かす「オーダーメイド型アセス」への転換です。

事業計画の早い段階でのアセス

もう一度、より環境に配慮した案がないか考えましょう

地域の個性に応じたアセス

住宅地を通るので、騒音を特に詳しく調べます